2023年1 月25 日　発行　毎月12回（1と3と5と7のつく日）　通巻　7900号
ＳＳＴＫ　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(1)

SSTK さくら草だより

Vol.62

発行人:埼玉県障害者団体定期刊行物協会
〒332-0851
川口市芝新町15-9アステール藤野1階
電話:048-261-5667　頒価:50円

編集人:社会福祉法人さくら草
〒336-0015　さいたま市南区太田窪3501-2
HP:http://www.sakuraso.net/ 電話:048-813-7426
Fax:048-8866301 E-mail:info@sakuraso.net

新年あけましておめでとうございます
今年は皆様にとって　コロナ禍も戦禍も収まり
のびのび穏やかな生活が戻りますように

社会福祉法人さくら草　　理事長　山本　宏
利用者・職員一同

２０２３年　1月２５日発行　毎月12回（１と３と５と７のつく日）　通巻　７９００号

ＳＳＴＫ　　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(2)

コスモス（新）作業風景

今年から新たな取り組みをいろいろと初めてみました。みんなでできる作業は何ができるだろう？？と話し合った結果…

その①　紙すき

①近いうちにコスモス利用者の名刺を作成予定です。名刺のご希望がございましたら承りますので是非どうぞ！

その②　アクリルたわし

②１１月末頃より販売開始しています。
初回の在庫がなくなりましたので以後は受注生産となります。
２個で１００円。（柄によります）
食器洗いやシンク、お風呂掃除などに、またプレゼントにもどうぞ。

２０２３年　１月　２５日発行　毎月12回（１と３と５と７のつく日）　通巻　７９００号

ＳＳＴＫ　　１９８３年７月１９日第三種郵便物承認(3)

南区障害者生活支援センターあみ～ご

新・職員紹介　矢代さん

令和4年7月よりあみ～ごに入職されました。
そんな矢代さんにインタビュー！！

・前職：有料老人ホームでリハビリ業務や入居について相談をしていました。
・特徴：暑がり ι(´Д`υ)（空調服を11月頃まで着ていました。）太極拳してます！
・長所：アイデアマン
　短所：食べ過ぎるとこと
あみーごで働いてみて
・大変なところ：制度と社会資源の把握です。
　障碍者福祉サービスは、介護保険よりも覚えることが膨大にあるように感じます。
・うれしいこと：所内で情報を教えていただいて、それを利用者様にお伝えして喜んでいただけるとき、相談に対応して元気になっていただいたとき。

「地道に頑張りますので、
どうぞよろしくお願いいたします。」

医療的ケア支援者交流会開催しました

さくら草では、医療的ケアを要する方への支援を幅広く展開していることから、その強みを生かし、医療的ケア支援者交流会を開催しました。

第1回を7月12日、第2回を11月30日に実施しています。

生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、居宅介護事業所、保育園、特別支援学校など、多様な支援機関の方にご参加いただきました。

緊急時の対応や、就学前後の引継ぎ、それぞれの事業所の取り組みや課題に感じていることなどについて、検討や情報交換を行っています。

今後も横の繋がりを作りながら、地域での支援に還元していきたいと思います。

南区交流会（仮称）を行います！！

交流会とは？
→埼玉県の特別支援学校とさいたま市の障害者施設が協力して行っていた交流会。
生徒とその親御さんが、市内にある障害者施設を知る機会を作ることや学校と施設の交流、施設間の交流を目的として開催。
その結果、生徒の進路先が決まったり、施設に職員が増えたりと、さまざまな「出会い」ができる機会に！
近年はコロナの影響で開催できずにいるため、南区バージョンで開催してみることに。

3月4日（土）
武蔵浦和コニュニティーセンター
8階７～9会議室
時間は今後の情報にてご確認を！

南区支援センターあみ～ご

２０２３年1月 ２５日発行　毎月12回 （1と3と5と7のつく日）　通巻　７９００号
ＳＳＴＫ　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(4)

【コロナ難民】

3年続く新型コロナウイルス感染症、この冬にはインフルエンザとの同時流行が危惧されている。そのなかで医療にも福祉サービスにも届かぬ事態が生じた。

≪グループホーム内療養の経緯≫

去る11月末、4人住まいのグループホーム入居者全員と職員が感染した。自宅療養できる方にはお願いしたが、グループホームは終の棲家ここで療養する入居者もいる。担当する相談支援員は、オンライン診療で発生登録続きを進め、保健所に連絡し社会的入院を模索した。支援課には福祉サービス等制度面から支える手段はないかと相談してくれた。しかし医療逼迫の状況では、陽性入居者は社会的入院に繋がらなかった。職員で感染していない職員が一人だけという状況で、10日間の療養期間を支えるシフトを組むことになった。 法人内各事業所に抗体を持っているであろう罹患経験者とワクチン接種者に応援を呼びかけた。通所施設、居宅介護･移動支援事業所から2人が手を挙げてくれた。相談支援の職員からも応援の申し出があり心強く思ったが、感染者を増やさないために、唯一陰性のグループホーム職員と3人で、24時間勤務を交替して10日間の療養期間を支えた。その間、陰性であった職員も2日後に陽性になり陽陽介護となった。長時間勤務且つハードな勤務をお願いすることになった。この療養期間、陽性職員の容態が悪化したらどうするか、協力してくれた職員が感染し支援体制が崩れたらときはどうするかと危惧しながらの支援体制であった。幸い、入居者も症状が悪化することなく、職員も感染を免れ療養期間を終了し安堵した。

≪福祉現場での療養支援の現状≫

他のグループホーム住居でも同様に、ホーム内で陽性入居者の療養生活を支えたことがあった。また通所施設でも家族が入院していて自宅に帰れない通所者の療養生活を支えたこともあった。通所中に高熱を出し辛そうであったことから2度ほど救急車を要請し、保健所とやり取りしたが救急搬送はできない状況であった。救急隊員の更に容態が悪化したら遠慮なく呼んでくださいと配慮ある言葉には救われたものの、病気の保護者が自宅に戻るまでの数日間、通所施設の職員、居宅移動支援の職員が防護服を着て交互に泊まり対応してもらわねばならなかった。この時も陽性者対応に手を上げくれた職員、周りで支えてくれた職員の働きは頼もしいものであった。

≪福祉的課題≫

てんかんなど基礎疾患があり、高熱にうなされている状態で、医療が逼迫しているとはいえ、家に帰れない状況で、医療にも福祉制度にもつながらない現実に直面した。障害者総合支援法では、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的にしている。一見、社会保障が整ってきた現代において、どこの福祉現場でも遭遇していることであり、使命感を持った職員が制度の枠を超えてこの危機を支え乗り切ってくれている。これは生命にかかわる福祉課題であり、あらゆる事態に対応できる支援策を法人内で、あるいは各機関・福祉行政とも連携して構築していく必要があると考えさせられた。

幸い軽症で済んでいるものの、第8波の新規感染者は漸増している。当面は、福祉職員の気概と現福祉サービスを運用して乗り切っていくしかない。第5類感染症への移行が論議されてきている。新年は、ウイズコロナの中で活発な生活が戻ってくる明るい年になることを願っている。

(山本)

さくら草だよりは晃新印刷さまのご厚意を頂き印刷しております